

議 第 号
平成 24 年 月 日

〇〇議会議長 〇〇〇〇 様

岩手県議会議長 佐々木 博

災害廃棄物の広域処理に向けた御支援について（依頼）

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災津波の被害に対し、貴県をはじめ日本全国から多くのお見舞い、御支援等の温かい善意いただきました。衷心より感謝申し上げます。

岩手県の災害廃棄物は約 435 万トンと推計され、県全体の一般廃棄物量の 10 年分にも相当する膨大なものですが、復興の支障となっている状況を出来るだけ早期に解消するためにも、3 年以内（平成 26 年 3 月末まで）に処理を完了すべく取り組んでいるところです。

現在、市町村の清掃センターだけでなく、太平洋セメント等の民間施設など県内の既存施設を最大限活用するほか、仮設焼却炉も設置して処理を進めておりますが、3 年以内に処理を終えるためには、県内の処理施設だけでは間に合わず、どうしても県外の皆様に広域処理をお願いせざるを得ない状況となっております。

国は、この状況を改善するため、35 の道府県及び 10 の政令指定都市の首長に、平成 24 年 3 月 16 日付け文書で正式に要請したほか、がれきを燃やした灰を安全に埋め立てられる数値基準を官報に告示する方針で、国の責任をより明確にすることで広域処理への理解を求めていくこととしています。

また、経費負担については、これまでの自治体が行うがれきの運搬・焼却処分経費のほかに、焼却灰の放射線量の測定経費、住民説明会開催経費を支援するとともに、埋め立てなどの処理費用は、必要な施設の減価償却費を含めてすべて国

が負担することや、埋め立て処分場を拡充したり新設したりする費用も支援する方針を示してします。

本県の災害廃棄物の放射性物質濃度につきましては、国から、安全に処理が可能との評価を受けており、現に、岩手県内や東京都等において、安全に処理が行われているところです。また、県外に広域処理をお願いする場合には、排ガス中の放射性物質を適正に除去可能な設備を有する等、安全に処理が可能な施設にのみ処理をお願いすることとしております。

私どもとしましては、できるなら県内で全てを処理すべきと思っておりますが、被災者の方々からは、がれきを見るたびに胸が痛み、また、亡くなった方を弔うためにも、3年ではなくもっと早く処理をしてほしいとの声が寄せられており、一日でも早い復旧・復興のため、何卒ご理解とご支援をいただければ幸いです。

災害廃棄物の処理は市町村が主体となりますが、被災地の窮状を御察しいたゞき、県内の市町村がガイドラインに基づいて災害廃棄物を受け入れる態勢を早急に整えられるよう、例えば、県が積極的に関与していくべきである旨の決議等行っていていただくとともに、受け入れ地域住民の理解が進むよう特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。